（電子支払督促の送達等・法第三百八十八条）

第二百三十四条　電子支払督促の債務者に対する送達は、次の各号のいずれかに掲げる方法によってする。

一　電子支払督促に記録されている事項を記載した書面であって、当該書面の内容が電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印したものの送達

二　法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）の規定による送達

［２　略］

（仮執行の宣言を付した電子支払督促の送達等・法第三百九十一条）

第二百三十六条　第二百三十四条（電子支払督促の送達等）第一項の規定は、仮執行の宣言を付した電子支払督促の当事者に対する送達について準用する。

２　法第三百九十一条（仮執行の宣言）第二項ただし書の書面には、当該書面の内容が仮執行の宣言を付した電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（訴訟への移行による記録の引継ぎ・法第三百九十五条）

第二百三十七条　法第三百九十五条（督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、地方裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第九編　［略］

第十編　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第二条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額） **第二条の二**　［略］ ２　前項の費用の額のうち別表第二の一の項及び四の項に掲げる申立てに係る事件についてのものは、準備書面等を送付すべき相手方の数を五で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）に各項により算出して得た額を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる事件については、この額からそれぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。 一　別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件　八百円 ［二　略］	（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額） **第二条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件　八百円 ［二　同上］

（支払督促の送達等・法第三百八十八条）

第二百三十四条　支払督促の債務者に対する送達は、その正本によってする。

［新設］

［２　同上］

（仮執行の宣言の方式等・法第三百九十一条）

第二百三十六条　仮執行の宣言は、支払督促の原本に記載しなければならない。

２　第二百三十四条（支払督促の送達等）第一項の規定は、仮執行の宣言が記載された支払督促の当事者に対する送達及び債権者に対する送達に代わる送付について準用する。

（訴訟への移行による記録の送付・法第三百九十五条）

第二百三十七条　法第三百九十五条（督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、地方裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

第八編　［同上］

第九編　［同上］